

神戸港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成 23 年 10 月

神戸港港湾管理者
神戸市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成17年11月 神戸港港湾審議会
- ・平成18年2月 交通政策審議会第17回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成18年3月 神戸港港湾審議会
- ・平成19年2月 神戸港港湾審議会
- ・平成19年3月 交通政策審議会第23回港湾分科会
- ・平成20年3月 神戸港港湾審議会
- ・平成20年11月 神戸港港湾審議会
- ・平成21年11月 交通政策審議会第36回港湾分科会
- ・平成22年5月 神戸港港湾審議会
- ・平成22年7月 交通政策審議会第38回港湾分科会
- ・平成22年11月 神戸港港湾審議会
- ・平成22年11月 交通政策審議会第39回港湾分科会
- ・平成23年3月 神戸港港湾審議会

の議を経た神戸港の港湾計画の一部を変更するものである。

目 次

変更理由	1
1 外郭施設計画	2

変更理由

港内の静穏の向上を図るため、西部工区地区において、外郭施設計画を変更する。

1 外郭施設計画

港内の静穏の向上を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

[外郭施設計画]

防波堤

西部工区地区 長田港防波堤 延長110m

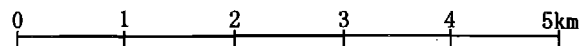
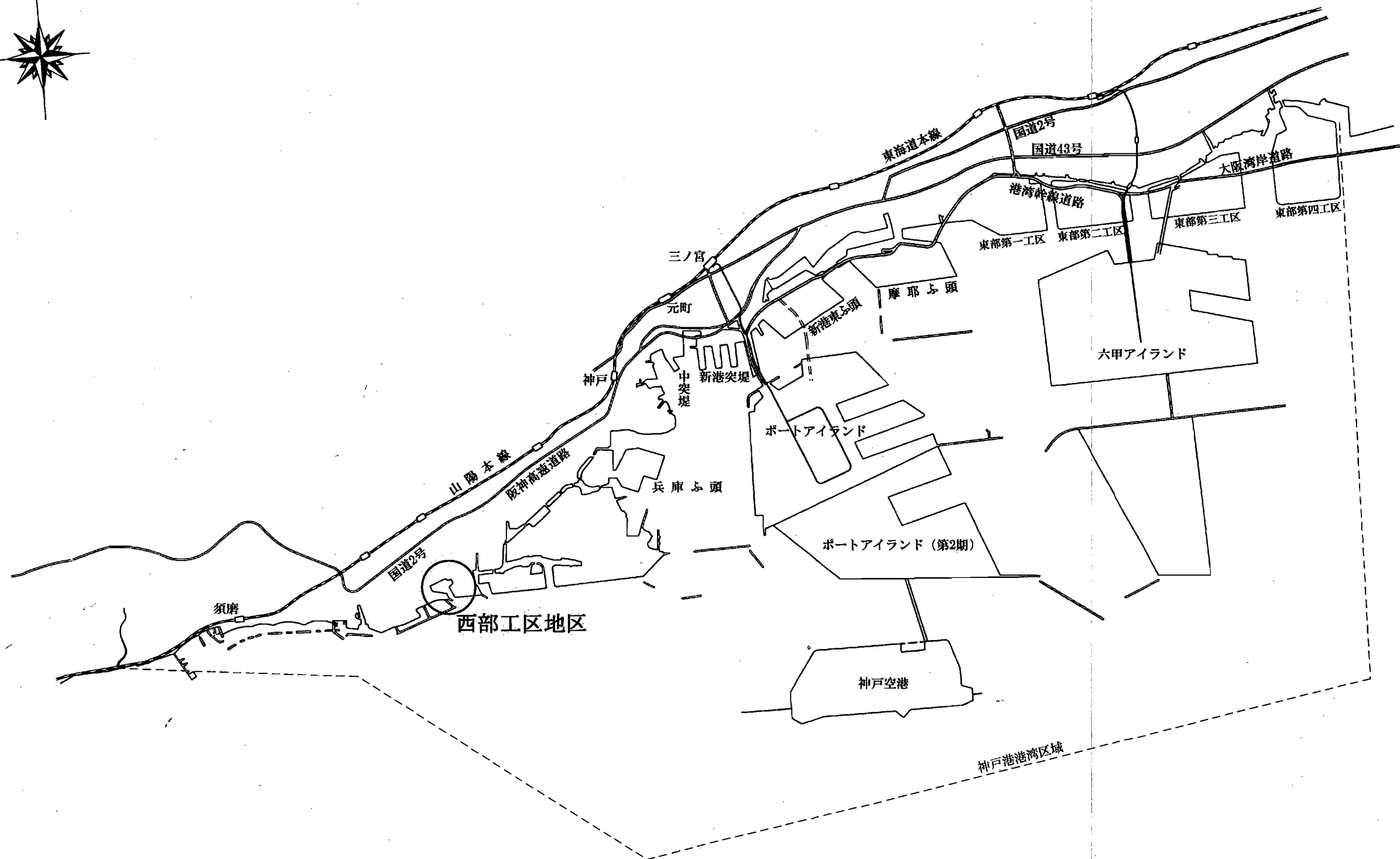
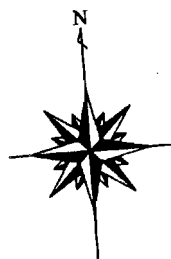
(うち80m既設) [既設の変更計画]

既設

西部工区地区 長田港防波堤 延長80m

神戸港港湾計画位置図

S=1/70,000



凡 例	
○	計画変更箇所